



呉群社会労務士事務所

Gogun Certified Social Insurance and Labor Consultant Office

外国人社員にも使える！人材開発支援助成金の活用法

2025年05月20日

外国人社員のスキルアップや定着支援を行う企業にとって、厚生労働省の人材開発支援助成金は非常に有効な制度です。多くの企業が「外国人は対象外では？」と誤解しがちですが、就労ビザを持ち、雇用保険に加入している外国人社員も対象となります。

たとえば、日本語コミュニケーション研修や、社内業務に必要な IT 研修、ビジネスマナーの外部講習などが対象となり、訓練費や受講中の賃金の一部が助成されます。特に「特定訓練コース」や「一般訓練コース」は、中小企業にとっても使いやすく、最大で訓練費の 45%・賃金の 80% が支給されるケースもあります。

申請にあたっては、「事前の訓練計画届出」や「実施報告書類の整備」など、いくつかの行政手続きが求められます。また、講師選定や訓練内容の明確化、出勤簿との整合性も重要な審査ポイントとなります。

外国人社員を雇用する企業にとっては、教育機会を提供しつつ、企業コストを抑えることができるというメリットがあります。当事務所では、制度選定から書類作成、提出・受給まで一貫してサポートしております。

「せっかく雇った外国人社員に長く働いてもらいたい」「教育とコスト削減を両立したい」という企業様は、ぜひご相談ください。

zhōng wén
中文

外国员工也能申请！“人才开发支援补助金”的有效活用方法

对于希望提升外国员工技能、促进其稳定就业的企业来说，日本厚生劳动省实施的“人才开发支援补助金”是一个非常有效的制度。许多企业误以为“外国人不符合申请条件”，但实际上，持有就劳签证并加入雇佣保险的外国员工也是适用对象。

例如, 日语沟通培训、企业内部必需的 IT 技能培训、外部商务礼仪课程等, 皆可作为补助金的支援对象。特别是“特定训练课程”与“一般训练课程”适用于中小企业, 最高可获得训练费用的 45%、以及培训期间工资的 80% 补助。

申请该补助金时, 需要办理“培训计划的事前申报”与“实施报告等行政文件的准备”等手续。此外, 讲师的选定、培训内容的清晰度、出勤记录的一致性也是审查过程中的重要评价要素。对于雇用外国员工的企业来说, 该制度既能提供必要的教育机会, 又能有效降低企业成本, 具有极高的实务价值。本事务所提供从制度选择、文件准备、申请到补助金领取的一站式支援服务。

若贵公司有“希望让招聘的外国员工长期稳定工作”或“想兼顾教育与成本控制”等需求, 欢迎随时与我们联系咨询。